

令和5年5月19日

各 SaaS サービス事業者 御中

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
デジタル庁
総務省サイバーセキュリティ統括官室
経済産業省商務情報政策局
(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度担当)

ISMAP-LIU 登録促進のための特別措置について

「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組み」(令和2年1月30日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく ISMAP 制度のうち、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とする仕組みである ISMAP-LIU について、下記のとおり、ISMAP-LIU 登録促進の観点から、「ISMAP-LIU 登録促進のための特別措置」(以下「特別措置」といいます。)の運用を、令和5年5月19日より開始いたします。

ISMAP-LIU への登録をご検討されている SaaS サービス事業者におかれましては、特別措置を活用することで一定の負担軽減に繋がりますことから、特別措置を積極的にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 特別措置の目的

令和4年11月から ISMAP-LIU の運用を開始したところ、ISMAP-LIU への登録の対象となる SaaS サービス事業者は中小・スタートアップ企業も多く、企業規模に比し、ISMAP-LIU への登録にあたり必要となる内部統制構築に係る時間面・コスト面での相応の負担が見込まれます。

このため、ISMAP-LIU 登録事業者数が安定的に増加するまでのスタートアップ期間において、先行して ISMAP-LIU への登録に取り組む意欲がある SaaS サービス事業者へのインセンティブ措置として特別措置を設けることで、一定のセキュリティ水準を担保した上で、ISMAP-LIU への登録の促進を図ります。

2 特別措置の枠組み

(1) 運用期間

令和5年5月19日から令和7年3月末まで（約2年間）

(2) 適用要件

特別措置を適用するにあたっては、SaaS サービス事業者に対して次の要件を定めた上で、ISMAP 制度所管省庁において全ての要件が満たされていることを確認します。

- 特別措置を適用しようとする SaaS サービスについて、特別措置の運用期間中に ISMAP-LIU への登録申請（事前申請を含む）が提出される予定であること
- 特別措置を適用しようとする SaaS サービスについて、政府機関等が実施した「業務・情報の影響度評価結果」が「低位」であること
- ISMAP 管理基準のうち、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標及び末尾に B が付された詳細管理策を満たしていることが言明されていること¹
- 特別措置の適用にあたって、登録申請の意思及び言明内容についての誓約書が提出されていること

(3) 特別措置サービスリスト

「特別措置サービスリスト」（以下、「サービスリスト」といいます）は、特別措置が適用された SaaS サービスを一覧化したリスト²であり、ISMAP 制度所管省庁が作成し、政府機関等へ共有します（政府機関等限りの取扱いとし、対外公表はいたしません）。

各政府機関等において SaaS サービスを調達する際に「サービスリスト」を活用することで、一定のセキュリティ水準が担保された SaaS サービスを確認できることから、政府機関等におけるさらなる SaaS サービスの調達の拡大を図ります。

¹ なお、ISMAP 及び ISMAP-LIU と異なり、監査機関による実施結果報告書の添付は求めない。

² 当該リストには、SaaS サービス名称、事業者名称、ISMAP 管理基準への適合状況、他の第三者認証等の取得状況及び ISMAP-LIU への事前申請予定時期等の情報を掲載する。

(4) 特別措置におけるインセンティブ措置の内容³

特別措置におけるインセンティブの内容は、次のとおりとします。

- ① ISMAP-LIU で求める外部監査について、特別措置の期間内において、一度に限り、監査対象範囲を「整備状況評価」及び「最小限度の運用状況評価⁴」とすることを可能とします【特別措置限り】
- ② ISMAP-LIU で求める内部監査に係る報告書について、特別措置の期間内において、一度に限り、内部監査に係る報告書の提出を免除可能とする仕組みを設け、外部監査に要するコスト低減及び申請準備に係る事務負担低減を図ります【特別措置限り】
- ③ 影響度評価実施機関の範囲を拡充し ISMAP-LIU 登録申請の間口を広げるため、現在国の行政機関のみに限定している影響度評価実施機関を、国の行政機関に加え、独立行政法人及び指定法人も可能とします【恒久措置】

3 「業務・情報の影響度評価」について

「2 特別措置の枠組み(2) 適用要件」にも記載されていますとおり、特別措置が適用される要件の一つとして、SaaS サービスを利用する政府機関等に対して「業務・情報の影響度評価」の提供を依頼し、評価結果が「低位」である必要があります。

既に政府機関等との間で契約を計画している場合や契約済みの場合は、当該政府機関等に対して、「業務・情報の影響度評価」を依頼の上、評価結果を入手してください。

また、「業務・情報の影響度評価」を依頼する政府機関等が存在しない場合は、「4 問い合わせ先」に示しております「ISMAP-LIU 相談窓口」へお問い合わせください。

4 問い合わせ先

ISMAP-LIU 登録に向けた相談等を受け付ける総合窓口として、デジタル庁に「ISMAP-LIU 相談窓口」を設置しております。特別措置について質問や相談がある場合、以下の窓口をご利用ください。

デジタル庁 ISMAP-LIU 相談窓口 連絡先：ismapliu@digital.go.jp

デジタル庁 ISMAP-LIU 相談等に関する特設ページ：<https://www.digital.go.jp/policies/security/ismap-liu>

以 上

³ ①及び②の措置は、あくまで「可能とする」ものであり、実施または報告することを妨げるものではない。

⁴ 具体的な運用状況評価項目については、別途、ISMAP 運営委員会において定める。